

# 平成24年度改正関係参考資料

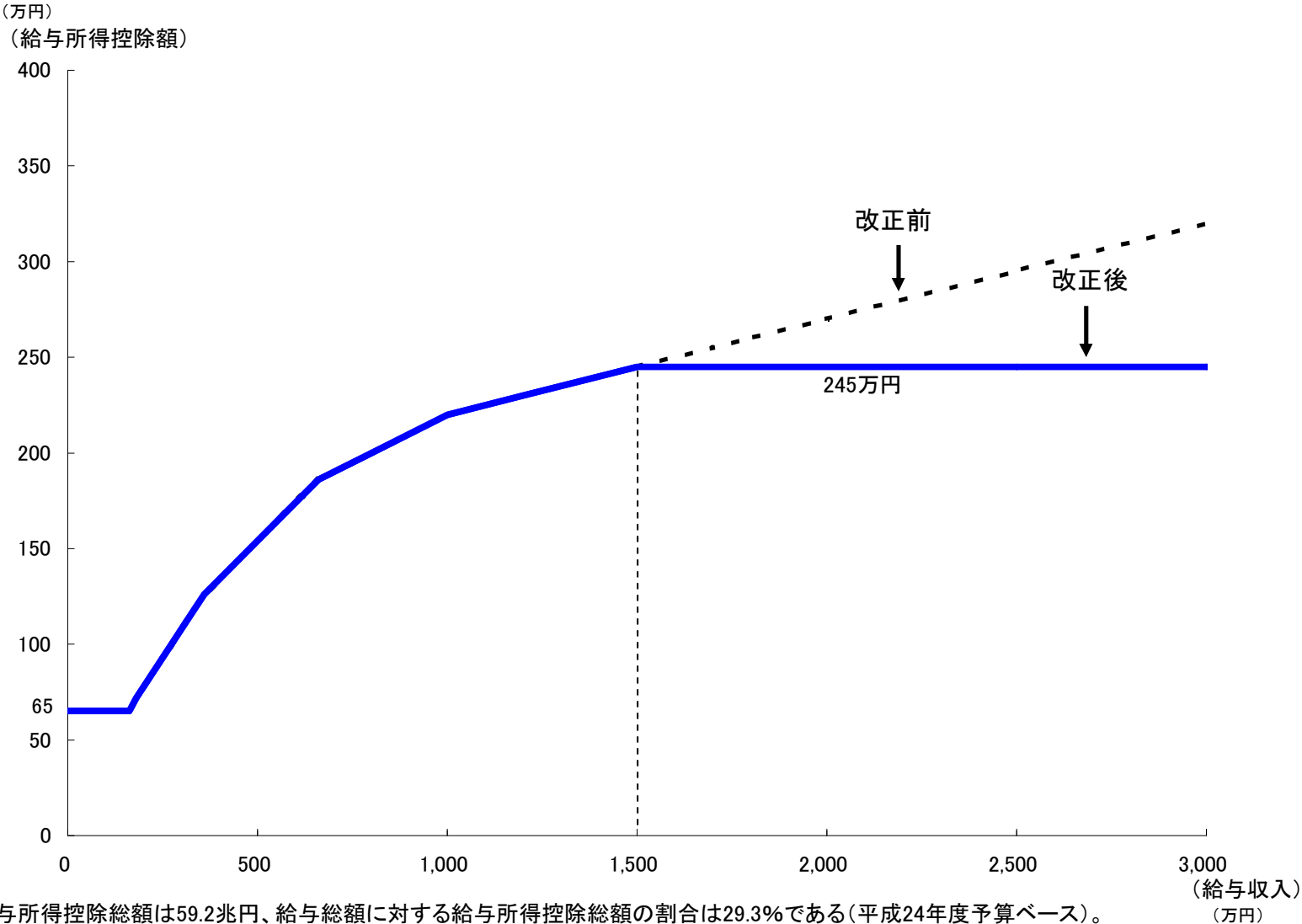
(所得税関係)

## 給与所得控除の見直し（24年度改正）

○ 給与所得者の必要経費が収入に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても定額又は上限があること等から、給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限(245万円)を設定する。  
 ※ 所得税は平成25年分から、住民税は平成26年度分から適用する。

○給与所得控除額の例【改正前】

給与収入金額	給与所得控除額
～162.5万円	65万円
300万円	108万円
500万円	154万円
800万円	200万円
1,000万円	220万円
1,200万円	230万円
1,500万円	245万円
2,000万円	270万円
2,500万円	295万円
3,000万円	320万円

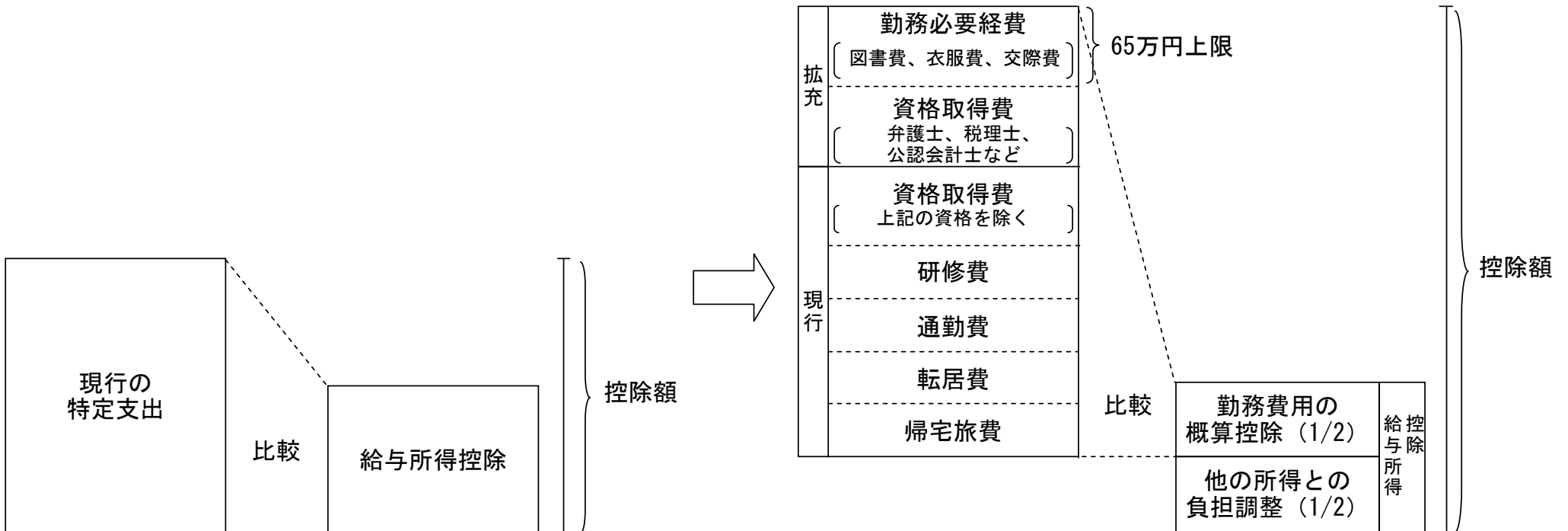


## 特定支出控除の見直し（24年度改正）

- 特定支出控除について、範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。
  - 【範囲の拡大】  
 弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）を追加。
  - 【適用判定の基準の見直し】  
 適用判定の基準を給与所得控除額の2分の1（改正前：控除額の総額）とする。
- ※ 所得税は平成25年分から、住民税は平成26年度分から適用する。

### 【改正前】

### 【改正後】



## 退職所得課税の見直し（24年度改正）

○ 2分の1課税を前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等が、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取る事例が指摘されていること等を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止。

※ 所得税は平成25年分から、住民税は平成25年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用する。

### 【退職所得に係る所得税額の計算】

他の所得と区分して次により分離課税

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \boxed{1/2} \times \text{税率} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

・ 勤続年数20年まで ⇒ 1年につき40万円
・ 勤続年数20年超 ⇒ 1年につき70万円

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

### 【改正後】

○ 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止。